

第1 甲の罪責

1. 甲がAに拳銃で弾丸5発を発射したことにつき、殺人罪(刑法(以下、略)199条)が成立する。
  - (1) 甲の銃撃で、Aは、出血多量により、死亡していることから、甲がAを「殺した」といえる。
  - (2) また、甲がAを至近距離で弾丸5発も発射したことを踏まえると、殺意があったものといえる。
  - (3) したがって、甲に同罪が成立する。

第2 乙の罪責

1. 乙が「品物を受け取るまでは金は渡せない」と言い、Aにダイヤを渡させたことにつき、詐欺罪(246条)が成立しないか。
  - (1) 「欺いて」とは、財物を処分させるような錯誤に陥らせる行為をいうところ、乙は、代金を支払う意思がないにも関わらず、それをあるように装い、品物を引き渡すことが先であると巧みに誘導しており、乙の交渉話術から、一般人をして処分させるような錯誤に陥らせる行為であるといえる。
  - (2) そして、当該欺罔行為を嘘と見破っていれば、Aはダイヤの交付をせず、即時その場で代金の支払いを要求したことは明らかであるといえることから、Aの当該欺罔行為に対する「交付」があったといえる。
  - (3) 乙は、Aにダイヤを処分させることの認識を持って上記行為に及んでいることから、故意が認められる。
  - (4) したがって、乙に同罪が成立する。
2. 次に、乙に甲を利用し、Aを殺害させ、Aの乙に対する債権300万円の回収を不能にさせたことにつき、強盗殺人罪(240条)が成立しないか。
  - (1) まず、乙の行為が強盗殺人(240条、236条2項)に当たるかが問題となるところ、本件では、乙がAに対して殺人をした者でなく、甲がAに拳銃を向け、発射していることから、実行行為性が欠けるように思える。

しかし、他人を道具として利用し、自己の犯罪を実現する意思があり、当該利用行為により他人を一方的に支配・利用し、構成要件を実現する現実的危険性を生じさせれば、被利用者は利用者の単なる道具に過ぎないと規範的に評価できることから、実行行為性が認められる。

本件では、乙は、甲に対して、Aに300万円近い多額の債務を負っていることを伏せ、甲のAに対する殺意を道具として利用し、乙がAに対して追っている債務を免れる意思を有していたものとする。また、甲の上記行為により、Aの死亡の結果は発生し、強盗利得罪の現実的危険性が生じている。このことから、甲は、乙の単なる道具に過ぎないと規範的に評価することができ、乙に実行行為性を認めることができる。
  - (2) そして、乙は、Aの死亡の結果、乙以外は乙A間の債権債務関係を知る者が存在しな

くなり、事実上債権者から債務の追及を受けることがなくなったといえる。このことから、乙は、A から「財産上不法の利益を得」たものといえる。

- (3) 乙が甲に A に対する債務の存在を伏せていたことから明らかなように、乙は甲を利用し A を殺害して財産上不法な利得を得るという認識があったことから、故意が認められる。
- (4) したがって、乙に同罪が成立する。

### 第3 甲乙丙の共犯関係

1. 甲及び乙に、上記行為の共同正犯(60条)が成立するか。
- (1) 共同正犯の成立要件は、共同実行の意思及び事実である。
- (2) 本件で、甲は、乙に対して、乙の協力のもと A を殺害しダイヤを手に入れる旨を相談した。これに対して、乙は了承していることから、両者の間に A に対する殺人及びダイヤの入手の計画が存在していたといえ、共同実行の意思があったといえる。また、前述の通り、乙の欺罔行為及び甲の殺人により、共同実行の事実も存在する。
- (3) したがって、甲及び乙に共同正犯が成立する。
2. もっとも、甲は、乙の強盗殺人罪の意図には気付いておらず、同罪について甲乙に共同正犯が成立するかが問題となる。
- (1) この点、甲乙間の計画では、乙 A 間の債権債務関係の内容は一切持ち出されておらず、強盗利得罪については共同実行の意思が欠ける者であり、共同正犯が成立しない。
- (2) したがって、甲は、同罪について正犯の責任を負わない。
3. 次に、丙の共犯関係が問題となる。
- (1) 丙は、乙の「娘を風俗店に売り飛ば」すとの脅迫文言により、渋々犯行に加担しているといえ、乙に真意から甲乙のような共同実行の意思が存在していたとはいえ、丙に上記犯罪の共同正犯が成立すると考えるのは妥当でない。
- (2) しかし、丙が逃走手段のための車の運転を引き受け、甲乙の計画内容であったダイヤを騙し取ることを容易にさせ、乙が「C ホテルまでの往復の運転手と見張り役をする」ことを認識していたことなどから幫助行為及びその故意があったといえる。このことから、丙は上記詐欺罪と殺人罪の幫助犯(62条1項)が成立する。
- (3) なお、前述の甲と同様に、丙は、乙の強盗殺人罪の意図を知り得ず、幫助の故意が存在しないことから、同罪についての幫助犯は成立しない。

### 第4 罪数について

1. 甲は、詐欺罪、殺人罪が成立し、両罪は併合罪となる。
2. 乙は、詐欺罪、殺人罪、及び強盗殺人罪が成立し、同一の客体に対して、殺人罪は一つしか成立しないことから、殺人罪が強盗殺人罪に吸収され、詐欺罪及び強盗殺人罪が併合罪となる。
3. 丙は、詐欺罪、殺人罪の幫助犯が成立する。 以上